

## 島根県獣医師職場体験実習実施要領

制 定	平成 20 年 6 月 13 日付け農畜第 2695 号
一部改正	平成 21 年 6 月 18 日付け農畜第 1659 号
一部改正	平成 22 年 4 月 1 日付け食 第 1306 号
一部改正	平成 27 年 4 月 1 日付け畜 第 112 号
一部改正	平成 30 年 4 月 1 日付け畜 第 1115 号
一部改正	令和 3 年 4 月 1 日付け農畜第 348 号
一部改正	令和 4 年 4 月 1 日付け農畜第 141 号
一部改正	令和 5 年 4 月 1 日付け 畜第号 38 号

### (目的)

第 1 この要領は、獣医系大学（別表 1）に在籍する学生または既卒者と獣医師（以下、受講者という）を対象とし、島根県の獣医師職場等を体験することにより、獣医師としての職業意識の啓発に資するとともに、島根県職員業務及び産業動物臨床業務への理解を深めることを目的とし、実施の期間、場所、対象者、その他必要な事項について定めるものとする。

### (実習の期間)

第 2 実施の期間は、次のとおりとする。

- (1) 毎年 7 月から 9 月までの学生の夏季休暇の期間（定期実習）
- (2) 受講者が希望する期間（オンデマンド実習）

### (実習機関および内容等)

第 3 受講者を受け入れる実習機関および内容等は、別表 2 のとおりとし、実習機関については受講者の意向を確認の上、畜産課、薬事衛生課、「島根県産業動物獣医療の強化並びに獣医師の育成連携協定」（以下、連携協定という）締結先及び各実習機関が協議し決定する。

### (実習人数)

第 4 受講者数は畜産課長並びに薬事衛生課長が協議の上、別に定める。

### (実習の要件)

第 5 実習への参加は、獣医系大学（別表 1）に在籍する学生または既卒者と獣医師で、次の書類を畜産課長に提出した者とする。

(1) 島根県獣医師職場体験実習受講願書 (様式第1号)

(2) 獣医師職場体験参加学生の取り扱いに関する協定書 (様式第2号) (既卒者及び獣医師は不要)

(3) 誓約書 (様式第3号)

(事故責任等)

第6 受講者は、実習中の事故に備え、傷害保険及び賠償責任保険に加入し、実習中の事故に関しては、自らの責任において対応しなければならない。

2 受講者は、故意又は過失をもって県又は第三者に対して損害を与えた場合は、責任を負わなければならない。

(実習に当たっての経費助成)

第7 県は、受講者に対して、報酬・賃金、食費その他実習に伴ういかなる経済的負担も行わない。ただし、実習の実施に伴い旅行するときは、旅費を県が助成するものとし、その額は別表3のとおりとする。なお、予算状況によっては一切の助成を行わない場合もある。

2 県は、実習機関が受講者を受け入れるに当たって必要な経費が発生するときは、実習機関と協議の上、その一部または全部を助成することができる。

(実習の記録)

第8 実習の実施状況を確認するため、実習機関の長は受講者に実習報告書 (様式第4号) を提出させることができる。

(その他)

第9 この要領に定めるもののほか、当該実習の実施に関し必要な事項は、別途畜産課長並びに薬事衛生課長が協議の上、別に定めるものとする。

2 「連携協定」に基づき、県と大学が共催で実習を行う場合に必要な事項は、県と当該大学が協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成20年6月13日から適用する。

附 則

この要領は、平成21年6月18日から適用する。

附 則

この要領は、平成22年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、平成 30 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。